第

1414

号



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年10月7日 1曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 贈与を受けた人が年の途中で死亡した場合

Q:今年の1月に祖父から土地の贈与を受けた父が、先月急死しました。

ところで、父は贈与税の申告書を提出して いませんが、どうすればよいのでしょうか。

A:お父さんの相続人であるあなた方が、 お父さんに代わり贈与税の申告と納税をする 必要があります。

【解説】

贈与により財産を取得した人が、その年の 1月1日から12月31日までの1年間を通 じて、贈与により取得した財産の価額の合計 額が基礎控除額60万円を超える場合には、 翌年の2月1日から3月15日までに、所定 の事項を記載した贈与税の申告書を納税地の 所轄税務署長に提出しなければなりません。

ところで、ご質問のように贈与税の申告書を提出しなければならない人が、贈与税の申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人又は包括受選者は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に、その死亡した者に係る贈与税の申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。

したがって、ご質問の場合も、お父さんの相続人であるあなた方が、お父さんが死亡された日の翌日から10カ月以内に、お父さんに代わって贈与税の申告書を提出し、納税をする必要があります。なお、この場合の贈与税額は、お父さんを被相続人とする相続税の課税価格の計算上、債務として控除できます。







